

楽譜の無断コピーが **音楽の未来**に
ピンチをまねいています

部活動がんばろう!

こんなときコピーができますか？

楽譜の
コピー

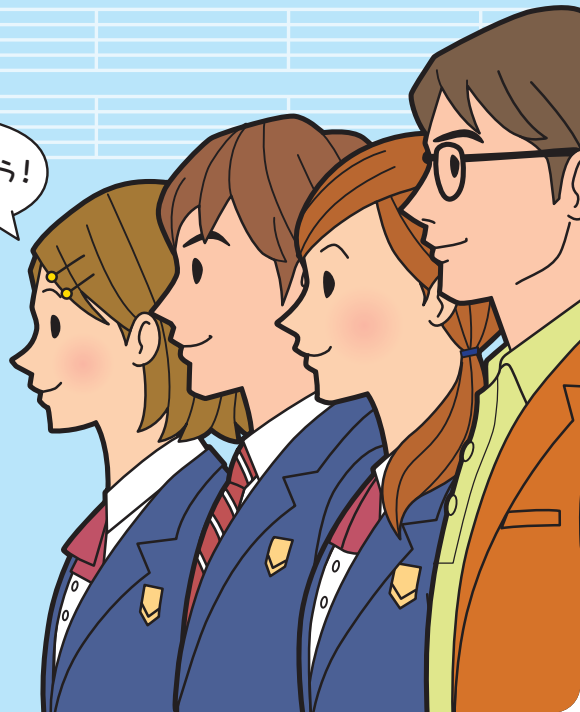
Q & A

2022年6月改訂版

カーズ

楽譜コピー問題協議会 (CARS)

CARS (Consultative Assembly on Reprographic problems of Sheet music)



代表幹事からのメッセージ

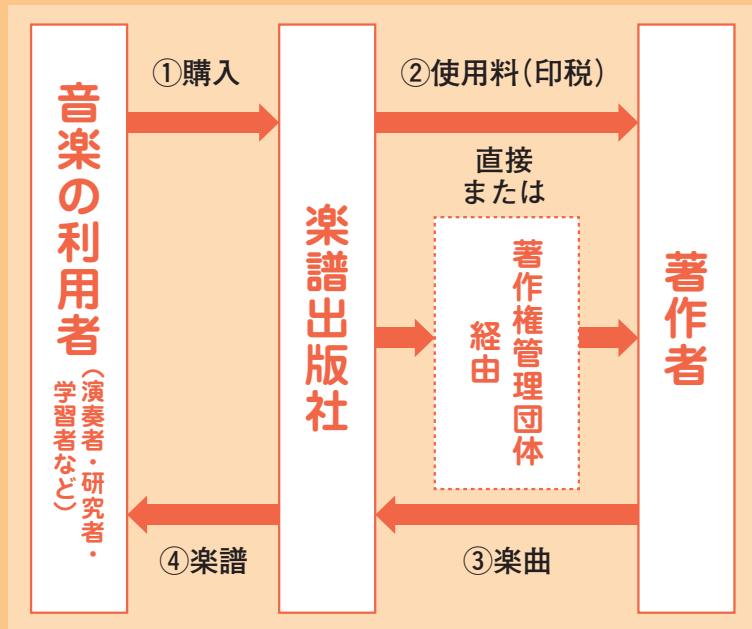
「楽譜をコピーすると作曲家が干上がる」と聞くと「まさか」と思われるかも知れません。が、「風が吹けば桶屋が儲かる」のと同様です。あなたが今、演奏しようとしている曲の楽譜がコピーだとしたら、それは作曲家を、延いては音楽を干上がらせることにつながっているのです。わたしたち作曲家や作詞家は、心を込めて音楽を作ります。そして作った曲は、誰かに演奏されてはじめて音楽になります。その「誰か」に届けるために、出版社が橋渡しをします。あなたがそれを演奏し、お客様に聴いていただく事によって、音楽が人に届きます。作曲家が生み出したものが、人から人へと楽譜の形で手渡され、演奏され、音楽になり、聴衆に届けられる。その途中で行われる「楽譜」のコピー、それは作曲家の「心のコピー」に他ならないのです。

一作曲家としてはっきり言えば、「あなたの曲なんかタダで十分、コピーで沢山」という方に演奏して頂きたいありません。それでは、私の心は聴衆には届かないからです。演奏するあなたも、作曲家と同じ音楽を作る側にいます。そこで、一緒に音楽を作り、育て、聴衆に届けて頂ければと願っています。

CARS 代表幹事

菅野 由弘 (作曲家)

楽譜出版のサイクル



楽譜が購入されると…

楽譜出版のサイクルが保たれ、新しい楽譜が発行され続けます。

楽譜が無断コピーされると…

- ①楽譜が購入されず、楽譜出版社は新しい楽譜を発行する原資を得られなくなります。
 - ②著作者には使用料(印税)が還元されなくなります。
 - ③④楽譜出版社は多様な楽曲を楽譜として世に送り出せなくなります。
- その結果、演奏者は演奏したい楽譜を手に入られなくなります。

ある高校合唱部マネージャーのつぶやき

部員40名を擁する「音の森高等学校合唱部」。

今年も、新型コロナウイルスの影響で、思うように練習ができません。

困った部長は、顧問の先生、副部長、マネージャーとオンライン会議を開催。

今後の練習方法や、演奏会に向けた準備について話し合いました。

副部長の話では、部員たちは思いのほかモチベーションが高く、歌いたくてうずうずしているらしい。

いきおい、ミーティングにも熱が入ります。

そんなとき、マネージャーがつぶやいたひとこと。

**「日頃から気になっていたのだけど、楽譜って、
ネットワークやクラウドサービスなどを使って共有したり、コピーして配ったりしていいの…？」**

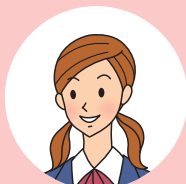
はっとしたみんなは、さっそく、これから起こりそうなことについて調べてみることにしました。

登場人物



顧問

音楽を
こよなく愛す
物知り先生



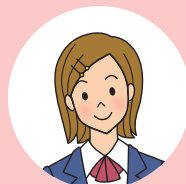
部長

責任感が
人一倍強い
勉強家の部長



副部長

部長を支える
気遣い上手な
副部長



マネージャー

調査好きの
行動派
マネージャー

新型コロナウイルスの影響で
合唱部も個人練習中心の活動を余儀なくされています。

**楽譜をネットワークやクラウドサービス
などを使って共有し、タブレット端末などでも
見られるようにしたいです。大丈夫ですか？**



サーバーや
クラウドへの
アップロードは？

いいえ、承諾を受けて行ってください。

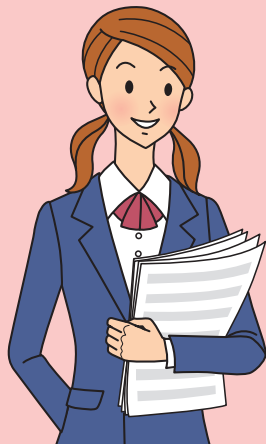
著作物をクラウドサービスなどにアップロードし、大勢で共有する時は、著作権者の承諾が必要であることが、著作権法第23条に定められています。

一方、同法第35条によって、学校や教育機関における授業では、著作権者の利益を不当に害する場合などを除き、著作物を公衆送信したり複製することが認められています。

高校の部活動は授業に含まれますが、そこで使用する楽譜を、購入する代わりにコピーしたり配信したりすることは、著作権者、つまり作曲家や作詞家等の利益を不当に害する可能性が高いので、著作権者の承諾を必要とします。

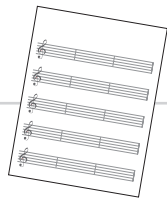


買った楽譜なら
コピーしてもいい？



定期演奏会に向けて練習を開始します。
楽譜を1部だけ購入して、コピーして全部員に配りたいです。

部活動で使う楽譜を、コピーして 部員に配っても大丈夫ですか？

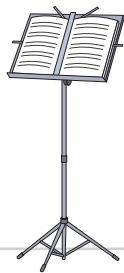


**いいえ、人数分を購入するか
許諾を受けてコピーしてください。**

高校の部活動は、授業に含まれますが、そこで使用する楽譜を、購入する代わりにコピーしたり配信したりすることは、著作権者、つまり作曲家や作詞家などの利益を不当に害する可能性が高いので、「部活動で使われる楽譜」や「授業で教材として使われる楽譜」をコピーしたり、クラウドサービスなどを使って共有する場合は、許諾を受けてください。

自宅でピアノ伴奏の練習をするために楽譜を購入しました。
いつもたくさんの書き込みをします。

個人練習用であれば、 楽譜をコピーしても 問題ありませんか？

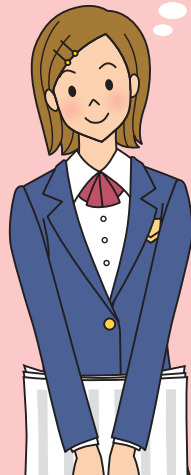


はい、コピーできます。

個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的として、楽譜などのコピーをその使用する本人が行う場合には、著作権者の許諾を受けずに著作物をコピーすることが認められています(著作権法第30条)。

しかし、多数の友人に配るためのコピー、仕事で利用することを目的としたコピーなどについては、著作権者の許諾が必要です。

個人の練習用なら
どうかな？



楽譜が品切れで
購入できない場合は？

楽譜を買い足したいのですが、
近くの楽器店では品切れで買うことができませんでした。

品切れであれば、楽譜をコピー しても問題ありませんか？

いいえ、無断ではできません。

販売店で品切れなどにより購入できない場合に楽譜を入手するには、次の方法があります。

①発行元に問い合わせる。

発行元に在庫がある楽譜については、取り寄せることができます。

重版未定や絶版などの楽譜については、発行元からコピー楽譜の提供を受けられることもあります。

②インターネット上で販売情報を調べる。

- ・オンラインショップなどの在庫
- ・オンデマンド出版（受注生産）
- ・楽譜配信サイト（パソコンでのダウンロード、コンビニエンス・ストアのマルチコピー機などでのプリントアウト）

これらの方法でも入手できず、楽譜をコピーするときは、著作権者の許諾を受けてください。
また、購入した吹奏楽等のパート譜が演奏者の人数分に足りない場合には、発行元の楽譜出版社に連絡し、補充用のパート譜を購入してください。

インターネット上の有料配信サイトで楽譜データを購入し、ダウンロードしました。

購入した楽譜データであれば、 全部員にデータをメールで一斉送信 できますか？

いいえ、許諾を受けて行ってください。

通常、楽譜配信サイト(※)の運営者が著作権者から許諾を受けているのは、「サイトの運営者が楽譜データをインターネット上にアップロードすること」「サイトの利用者がアップロードされた楽譜データを自らのパソコンなどにダウンロードすること」などについてです。サイトの利用者がダウンロードした楽譜データを多数の人にメール送信したりコピーしたりすることまでは許諾に含まれていませんので、Q1およびQ2と同様、無断で行うことはできません。

(※) 著作権者から許諾を受けていない違法サイトには十分注意し、そのようなサイトに掲載されている楽譜は利用しないで下さい。適法なサイトには、原則として、著作権管理団体の許諾マークと許諾番号が表示されています。ただし、許諾マークなどの表示がない場合でも、表示が免除されているケースがありますので、不明な場合は、著作権管理団体などにお問い合わせ下さい。

紙とデータで
違いはあるの？



演奏会の
プログラムへ歌詞は
載せられるかな？

定期演奏会で来場者と一緒に歌うために
プログラムに歌詞を載せることを企画しています。

入場料無料の演奏会であれば、 プログラムに歌詞を載せても 問題ありませんか？



いいえ、許諾を受けて掲載してください。

著作権法では、①営利目的ではないこと、②入場料が無料であること、③出演者に報酬が支払われないことの3つの条件を満たしている場合には、例外として著作権者の許諾を受けずに著作物を“演奏”することが認められています(第38条)。

しかし、プログラムなどに歌詞や楽譜などの著作物を“コピー(複製)”することについては、この例外に該当しませんので、著作権者の許諾を受ける必要があります。

また、コンサート・講演会などで歌詞や楽譜をプロジェクターで投影する場合やモニターに表示する場合も、それに利用するためのデータを作成・保存することが複製行為にあたりますので、同様に著作権者の許諾を受ける必要があります。

学校の音楽祭で合唱を披露します。
誰もが知っているようなヒット曲の歌詞を配って
みんなで歌いたいのですが…

歌詞をコピーして、 全校生徒に配っても問題ありませんか？

配布できますが、注意が必要です。

小学校から高校までの学校行事などの特別活動は、授業に該当するため、通常購入するなどして利用する場合を除き、参加する教員や生徒を対象としたコピーの配布は、許諾を受けずに行うことができます。

ただし、参加する教員または生徒ではなく、外部の業者などがコピーを作成する場合は、著作権者の許諾が必要です。

また、事前に練習するために、歌詞だけでなく市販されている楽譜をコピーして、音楽の授業で教材として利用する場合などは、権利者等の利益を不当に害する可能性が高いので、事前に発行元の楽譜出版社にご相談の上、著作権者の許諾を受けてください。

全校生徒に
配るのは…？



高校の図書館での
コピーは？

進学のことと考えて音楽の研究レポートを作ろうと決めました。
そこで自校の図書館に行ったところ、いい資料がたくさんありました。

研究レポート作成のために 高校の図書館で 楽譜をコピーしても問題ありませんか？



いいえ、無断ではできません。

著作権法では、国立国会図書館、政令で定める図書館（公共図書館、大学・高等専門学校などの図書館）などにおいて、調査研究を行う利用者が、所蔵されている資料中の著作物の一部分の複製物の提供を1人につき1部受ける場合には、例外として著作権者の許諾を受けずに著作物をコピーすることが認められています（第31条）。

しかし、小学校・中学校・高等学校の図書館は政令で定める図書館ではないため、この例外に該当しません。

古い時代の楽曲は著作権が消滅していると聞きました。

著作権が消滅した楽曲であれば、 楽譜をコピーしても 問題ありませんか？



コピーできますが、注意が必要です。

著作権の保護期間は、原則として著作者が著作物を創作した時から著作者の死後70年まで(※)です。保護期間を経過した著作物は、公共の財産として自由に利用できます。

ただし、編曲や訳詞がされている場合には、原曲の著作権が消滅していても、編曲や訳詞の著作権が存続していることがありますので、注意が必要であるほか、レンタル楽譜については、レンタル契約によってコピーが禁じられている場合があります。

また、著作権が消滅している楽曲でも、市販されている楽譜をコピーする場合は、発行元の楽譜出版社に事前にご相談ください。

ほかにも、楽譜集や音楽書から著作権が消滅している楽曲の楽譜をコピーするとき、楽譜とともに楽曲にまつわる資料や写真などの素材が掲載されている場合は、その素材の選択や配列に関して著作権が認められることがあります。また、楽曲に関する研究や解説などが楽譜に付記されている場合や、校訂等の新たな創作性が加えられた楽譜についても、保護の対象となる著作物として認められる場合がありますので、それらのコピーに関しては事前に楽譜出版社にご相談ください。

(※) 外国の著作物に関する戦時加算など例外的な取り扱いがあります。

自由にコピーできる
作品もあったんだ！



先生の解説 1

音楽を本当に
楽しむために
著作権のことを
知ろう！



教育の情報化に対応するため、著作権法第35条が改正され、2020年4月28日に施行されました。

- 授業における著作物の公衆送信が、より広い範囲で、著作権者の許諾を受けずにできるようになりました。
- 新たに許諾を得ずに利用可能となった公衆送信については、学校その他の教育機関の設置者が著作権者に補償金を支払うことが定められました。

詳しくは、補償金を管理する（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページをご覧ください。

◎SARTRASのホームページ→→→



改正法の施行に合わせ、教育関係者、権利者らによる 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」から、 「改正著作権法第 35 条運用指針」が公表されました。

- 現在、「令和 3 (2021) 年度版運用指針」が公表されていますが、上記のフォーラムにおいて、著作物の教育利用に関する環境整備のための議論が継続されており、今後も、運用指針は更新される見込みです。
- Q1 から Q9 で説明したほかにも、利用方法等によっては権利者等の利益を不当に害する場合があります。詳しくは運用指針をご確認ください。→→→



● このパンフレットは、令和 3 (2021) 年度版運用指針に準拠して作成されています。

先生の解説 2

「複製」には
デジタルファイルの
保存やコピーも
含まれるのね。

**このパンフレットに登場する主な用語について、
2021年度版運用指針には次のように定められています。**

「複製」(＝コピー)

- 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法によって、既存の著作物の一部または全部を有形的に再製すること。

【例】 ◆板書やノートへの書き込み ◆コピー機を使った紙へのコピー

◆著作物を入力したファイルのPC、スマホ等への保存、サーバーへの蓄積、USBメモリなど
記録メディアへの保存 など

「公衆送信」

- 放送、有線放送、インターネット通信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（送信可能化）を含む。）その他の方法により、不特定の人または特定多数の人に送信すること。

※校内放送や学校外からアクセスできないサーバーを使った学校内の送信行為は該当しません。

【例】 ◆授業を受ける児童・生徒等の、学校外にあるサーバーにアップロードされた著作物へのアクセス

◆多数の児童・生徒等への著作物のメール送信 ◆学校のウェブサイトへの著作物の掲載 など

「学校その他の教育機関」

● 主に学校教育法その他の法令に基づき設置された、組織的、継続的に教育活動を行う非営利の教育機関

- 【例】 ◆学校教育法に基づき設置された小・中・高校・大学、幼稚園、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校等 ◆防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等
◆職業訓練等に関する教育機関 ◆保育所、認定こども園、学童保育
◆社会教育法、博物館法、図書館法等に基づき設置された、公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育機関 など

※営利目的の教育施設や各種学校の認可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業等の研修施設などは該当しません。

「授業」

● 学校その他の教育機関の責任において、その管理下で実施される教育活動

- 【例】 ◆講義、実習、演習、ゼミ等 ◆初等中等教育の特別活動（学級活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）
◆部活動、課外補習授業等 ◆通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
◆社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの） など

先生の解説 3

編曲や訳詞を
するときは
注意が必要だね。



編曲や訳詞などをするには？

著作者の意に反する方法や著作者の名誉、声望を害するような方法などで著作物を利用することはできません（著作者人格権）。

編曲、訳詞、替え歌、楽曲の抜粋などの変更、切除その他の改変をして公表（演奏会での演奏や、改変等を行った楽譜、歌詞等の演奏会パンフレットへの掲載など）する場合には、著作者から同意を得る必要があります。

著作者の連絡先に関する主な問い合わせ先は次のとおり。

- ◆ その楽曲の楽譜の発行元（楽譜出版社など）
- ◆ その楽曲の著作権を著作者から譲渡された音楽出版者
- ◆ 著作権管理団体（JASRAC、NexToneなど）
 - ・ JASRAC ホームページ : <https://www.jasrac.or.jp/>
 - ・ NexTone ホームページ : <https://www.nex-tone.co.jp/>

楽曲の権利関係などを調べる方法は？

JASRACのウェブサイトにある作品データベース検索サービス「J-W I D」で調べることができます。曲名、著作者名、アーティスト名などの項目から検索が可能です。

◎J-W I Dはコチラ→→→



利用申込みの方法は？

JASRACが著作権を管理している楽曲については、オンラインのほか、申込書をFAXや郵送で提出する方法によって利用申込みができます。

許諾されると、許諾番号と許諾証紙（シール）が送られてきます。これらをコピー楽譜に表示および貼付することで、許諾を受けた適正な楽譜であると証明することができます。

著作物使用料は？

JASRACが著作権を管理している楽曲の楽譜をコピーする場合、部数が100部以内であれば、使用料は1曲につき歌詞・楽譜（音符）それぞれ1,600円（消費税別）です。ただし、外国曲の場合は金額が異なるので注意が必要です。

◎利用申込みや使用料などに関する詳細はコチラ（JASRACウェブサイト）→→→



※高校までの学校等における楽譜コピーで、学校等が利用申込みをする場合は、減額措置があります。



LOVE THE ORIGINAL

「CARS」は
楽譜のコピー問題に関し、
作詞家・作曲家の団体(FCA)、
楽譜出版社の団体(JAMP)、
音楽著作権の管理団体(JASRAC)が
集まって発足しました。
音楽に携わる皆さまに、
楽譜のコピーについてご理解を深めて
いただくことを願っています。

楽譜コピー問題協議会：CARS

(Consultative Assembly on Reprographic problems of Sheet music)

2022年6月現在

一般社団法人 日本音楽作家団体協議会

FCA

(特非)日本現代音楽協会(JSCM) (一社)日本作曲家協議会(JFC) (一社)日本童謡協会(ACS)
全日本音楽著作家協会(AJACA) 全日本児童音楽協会(AJACCS)
日本音楽著作家連合(SUJA) (公社)日本作曲家協会(JACOMPA)
(一社)日本作詩家協会(JLA) (一社)日本作編曲家協会(JCAA) 日本詩人連盟(JALP)
日本訳詩家協会(JASTS) (一社)日本音楽作家協会(MCA)

一般社団法人 日本楽譜出版協会

JAMP

アルソ出版(株) (株)エー・ティー・エヌ (株)音楽之友社 (株)学研プラス(音楽事業室)
カワイ出版(株)全音楽譜出版社カワイ出版部) (株)教育芸術社 教育出版(株)
(株)共同音楽出版社 (有)ケイ・エム・ピー (株)現代ギター社 (株)サーベル社
(株)ジャパン・ミュージックワークス (株)自由現代社 (株)春秋社
(株)シンコーミュージック・エンタテイメント (株)鈴木楽器製作所 (株)全音楽譜出版社
(株)東音企画 東京書籍(株) (株)ドレミ楽譜出版社 (株)日研(くおん出版) (株)フェアリー
(一財)ヤマハ音楽振興会 (株)ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス
(株)ライリスト社 (株)リットーミュージック

一般社団法人 日本音楽著作権協会

JASRAC

CARSのウェブサイトには他にも情報を掲載していますので、是非ご覧下さい。

詳しくはここにアクセス▶▶▶ www.cars-music-copyright.jp

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-21 楽器会館4F JAMP内CARS

